

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	290 障害者就労定着支援事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	目	04	障害福祉費
		細目	193	障害者福祉一般事業
		細々目	60	障害者就労定着支援事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部署	コード 130200 名称 健康福祉部 障がい福祉課	担当者 氏名	中出光美	連絡先 22 - 9657 (内線) 2620

対象(誰を、何を)	一般就労している知的・精神に障がいのある人	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人の一般就労の定着を図られる。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法、伊賀市障がい者就労定着支援事業実施要綱	
開始年度	平成 20 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H22 事業内 容	ジョブサポーターの派遣 一般就労している知的・精神に障がいのある人の職場での悩み事等の相談を受け、企業との調整を図り、就労の定着を図る。 実際の業務については、専門の相談員を有する社会福祉法人に委託する。(平成22年度は法人との委託契約にいたらなかった。)	
社会情勢 の変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)	
1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
対象者	人	目標	3	3		
		実績	0	0	0	3
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
支援者の内の離職者数	人		目標	0	0	0	0
			実績	0	0	0	0
			目標				
			実績				

投入コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
Aの 財源 内訳	国庫支出金				200
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	0	0	0	200
事業投入人件費(B)		人	人	人	0.1人
フルコスト(A)+(B)		0	0	0	920

必要性	判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
○	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	知的障がいや精神障がいがある人は他人とのコミュニケーションがとりにくいため、就労後も職場の人間関係がうまくいかず、離職してしまうケースが多いため、障がい者の一般就労の定着を図るためには、本人と職場との間に入り支援するジョブサポーター派遣が必要である。
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	民間のサービスだけでは地域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	
○	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高		
○	サービス水準や対象を見直す余地がある。		
○	当初設定した計画を 60%未満 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】	
○	予算の繰越の有無 無	22年度は法人との委託契約にいたらなかった。	
○	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
○	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
○	【事業名】	社会福祉法人に委託することにより、コストが低く抑えられる。	
○	受益者負担を求めることができる事業である。		
○	全体コストにおける負担構成は適正である。		
○	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

改善策	
【状況】	
【詳細】	
昨年度の取組状況	

担当課長氏名	清水 由美
【方向性】	手法改善
【理由】	
事業の方向性	知的障がいや精神障がいがある人は他人とのコミュニケーションがとりにくいため、就労後も職場の人間関係がうまくいかず、離職してしまうケースが多いため、障がい者の一般就労の定着を図るためには、本人と職場との間に入り支援するジョブサポーター派遣が必要である。なお、事業の実施については、専門の相談員を有する社会福祉法人に委託することにより、事務の効率化とコスト削減を行うことができる。
現時点における課題、その他	ジョブサポーターの人材が不足しているため、本事業を委託する社会福祉法人の調整が取れない。本事業を行なうためにはジョブサポーターの人材確保が急務である。
課題、その他に対する改善策	平成24年度にジョブサポーター養成事業を行えるよう、伊賀市障がい者地域自立支援協議会就労部会において事業内容についての検討を行なう。
(いつまでに、何を、どうする)	